



# 鳥取県公報

平成 23 年 9 月 6 日 (火)  
第 8 3 2 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	地域活性化総合特別区域協議会の組織 (506) (企画課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (507) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (508) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (509) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (510) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (511) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の休止の届出 (512) (〃) . . . . . 4
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (513) (〃) . . . . . 5
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (7 件) (514～520) (経済通商総室) . . . . . 5
	海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等の一部改正 (521) (水産課) . . . . . 15
	公共測量の終了 (522) (技術企画課) . . . . . 16
	指定居宅サービス事業者の廃止 (523) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 16
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (524) (〃) . . . . . 16
	指定居宅サービス事業者の指定 (525) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 17
	指定介護予防サービス事業者の指定 (526) (〃) . . . . . 17
	森林病虫害の駆除命令 (527) (西部総合事務所農林局) . . . . . 17
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) . . . . . 18
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (西部総合事務所県民局) . . . . . 19

# 告 示

## 鳥取県告示第506号

総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織したので、同条第7項の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

#### (1) 名称

鳥取県地域活性化総合特区推進協議会

#### (2) 構成員の氏名又は名称

味の素株式会社、合同会社アヴィスコ、王子製紙株式会社、株式会社ケイズ、国際航業株式会社、株式会社山陰合同銀行、サントリープロダクツ株式会社、株式会社中海テレビ放送、中電技術コンサルタント株式会社、株式会社鳥取銀行、トヨタ自動車株式会社、豊田通商株式会社、株式会社ナノオプトニクス・エナジー、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、ファミリー株式会社、社団法人氷温協会、米子信用金庫、国立大学法人鳥取大学、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県

### 2 地域協議会における協議事項

法に定める規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置を活用し、県西部圏域の持つ豊かな地域資源等の強みを組み合わせ、鳥取県地域活性化特区構想を推進することを目的とし、次の各号に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 地域活性化総合特別区域の指定申請に関すること。
- (2) 法第34条第1項の協議会における協議に関すること。
- (3) 地域活性化総合特別区域計画の作成及び実施に関し必要な事項
- (4) 地域活性化総合特別区域計画に基づく事業の実施状況の評価に関すること。
- (5) 地域活性化総合特別区域のブランドを構築するための活動の推進に関すること。
- (6) その他地域協議会の目的を達成するために必要な事項

## 鳥取県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団三樹会 吉野・三宅ステーションクリニック	鳥取市扇町176	平成23年7月18日
鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	鳥取市富安一丁目58-1	平成23年8月1日
桑本歯科	東伯郡琴浦町大字保52	〃
TAKAデンタルクリニック	米子市道笑町四丁目87-1	平成23年8月10日

**鳥取県告示第508号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田中 絵里加	鳥取市吉成772-31	はっぴー整骨院	鳥取市吉成772-31	平成23年6月6日

**鳥取県告示第509号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団中野医院	東伯郡琴浦町大字保55-1	平成23年7月31日

**鳥取県告示第510号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	辞退年月日
ゆむら歯科医院	鳥取市湖山町南三丁目217	平成23年7月22日

**鳥取県告示第511号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町203	平成21年2月1日
〃	〃	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治593	平成22年7月5日
〃	〃	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市南吉方一丁目46	平成23年5月2日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町203	平成21年2月1日
〃	〃	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治593	平成22年7月5日
〃	〃	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市南吉方一丁目46	平成23年5月2日

## 鳥取県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目118	わかばの家訪問入浴サービスセンター	鳥取市千代水一丁目118	平成22年6月30日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目118	わかばの家訪問入浴サービスセンター	鳥取市千代水一丁目118	平成22年6月30日

**鳥取県告示第513号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目 118	わかばの家メディカルセンター	鳥取市千代水一丁目 118	平成22年5月20日
〃	〃	わかばの家訪問介護センター	〃	平成23年7月31日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目 118	わかばの家メディカルセンター	鳥取市千代水一丁目 118	平成22年5月20日
〃	〃	わかばの家訪問介護センター	〃	平成23年7月31日

**鳥取県告示第514号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合みのかや店  
米子市蚊屋200-1外

## 2 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社丸合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 株式会社丸合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

## 3 変更する年月日

平成23年8月21日

## 4 届出年月日

平成23年8月18日

## 5 変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,328㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数
    - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
    - (イ) 収容台数 140台
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数
    - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
    - (イ) 収容台数 13台
  - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
    - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
    - (イ) 面積 120.0㎡
  - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
    - (イ) 容量 32.1㎡
- (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
全駐車場 終日
  - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (ア) 出入口の数 2か所
    - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
  - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成23年9月6日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合五千石店 エキサイティングタウン五千石店  
米子市福市1676外
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 株式会社丸合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時  
変更後 株式会社丸合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
- 3 変更する年月日  
平成23年8月21日
- 4 届出年月日  
平成23年8月18日
- 5 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
東光産業有限会社 代表取締役 山川 栄子  
米子市皆生一丁目1-64
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,188㎡
  - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 151台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 8台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 158.0㎡
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 26.7㎡
  - (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
全駐車場 終日
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (ア) 出入口の数 4か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成23年9月6日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

#### 鳥取県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合上後藤店

米子市三旗町7-16外

2 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社丸合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 株式会社丸合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

3 変更する年月日

平成23年8月21日

4 届出年月日

平成23年8月18日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,533㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 134台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 18台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 98.0㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 75.9㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

全駐車場 終日

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 6か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成23年9月6日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第517号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合皆生店  
米子市皆生温泉二丁目2-43外
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 株式会社丸合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
変更後 株式会社丸合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
- 3 変更する年月日  
平成23年8月21日
- 4 届出年月日  
平成23年8月18日
- 5 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,315㎡
  - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 97台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 32台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 152.45㎡
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 30.0㎡
  - (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
全駐車場 終日
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (ア) 出入口の数 4か所
      - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成23年9月6日から4月間

## 8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

## 9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第518号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合河崎店

米子市河崎1740-7外

## 2 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社丸合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

変更後 株式会社丸合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時

## 3 変更する年月日

平成23年8月21日

## 4 届出年月日

平成23年8月18日

## 5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,293㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 39台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

- (イ) 収容台数 6台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
  - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
  - (イ) 面積 24.0㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
  - (イ) 容量 9.3㎡
- (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
全駐車場 終日
  - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (ア) 出入口の数 2か所
    - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
  - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成23年9月6日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第519号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合西倉吉店  
倉吉市生田348-1 外
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 株式会社丸合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
変更後 株式会社丸合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

- 3 変更する年月日  
平成23年9月1日
- 4 届出年月日  
平成23年8月18日
- 5 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,200㎡
  - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 97台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 8台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 104.0㎡
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 38.1㎡
  - (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
全駐車場 終日
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (ア) 出入口の数 3か所
      - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成23年9月6日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局  
倉吉市葵町722 倉吉市産業観光部商工課
- 9 意見書の提出  
倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の

保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

### 鳥取県告示第520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合羽合店  
東伯郡湯梨浜町大字長瀬789-1外
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 株式会社丸合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
変更後 株式会社丸合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
- 3 変更する年月日  
平成23年9月1日
- 4 届出年月日  
平成23年8月18日
- 5 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,441㎡
  - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 218台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 6台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 112.0㎡
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 26.25㎡

- (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
全駐車場 終日
  - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (ア) 出入口の数 2か所
    - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
  - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成23年9月6日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局  
東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町産業振興課

9 意見書の提出  
湯梨浜町の区域内に居住する者、湯梨浜町において事業活動を行う者、湯梨浜町の区域をその地区とする商工会その他の湯梨浜町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第521号**

平成20年5月30日付鳥取県告示第402号（海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について）の一部を次のように改正し、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

17の項を次のように改める。

17 公示番号 海区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ）小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第43号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第43号から135度30分（真方位）3,600メートルの点

(イ) 基点第43号から143度15分（真方位）4,210メートルの点

- (ウ) 基点第43号から153度30分（真方位）3,770メートルの点
- (エ) 基点第43号から150度45分（真方位）3,460メートルの点
- (オ) 基点第43号から138度30分（真方位）3,420メートルの点
- (2) 免許予定日 平成23年11月1日
- (3) 申請期間 平成23年9月7日から同年10月6日まで
- (4) 地元地区 境港市
- (5) 制限又は条件
  - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては、灯火による標識によるものとする。
  - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成23年11月1日から平成25年8月31日まで

### 鳥取県告示第522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、南部町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（日本測地系から世界測地系への座標変換）
- 2 作業地域 西伯郡南部町北方地内
- 3 終了年月日 平成23年7月15日

### 鳥取県告示第523号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	訪問入浴介護事業所いなば幸朋苑	鳥取市浜坂228-1	平成23年8月24日	訪問入浴介護

### 鳥取県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	訪問入浴介護事業所いなば幸朋苑	鳥取市浜坂228-1	平成23年8月24日	介護予防訪問入浴介護

**鳥取県告示第525号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人真誠会	通所介護真誠会セントラルローズガーデン	米子市西福原八丁目16-66	平成23年9月1日	通所介護

**鳥取県告示第526号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人真誠会	セントラル介護予防センター	米子市西福原八丁目16-66	平成23年9月1日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第527号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

米子市彦名新田150, 418, 420, 444, 642, 662

## (2) 期間

平成23年9月20日から同年10月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第3号に規定する松毛虫

3 行うべき措置の内容

松毛虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松毛虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成23年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成23年11月11日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成23年9月9日（金）から同年10月7日（金）までの間に県土整備部治山砂防課又は住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成23年10月7日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課又は各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、県土整備部治山砂防課又は各総合事務所県土整備局に問い合わせること。

---

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託 一式                         |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成23年7月27日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 日本環境安全事業株式会社<br>東京都港区芝一丁目7-17                          |
| 5 契約金額             | 43,427,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                          |
| 6 随意契約による理由        | 特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。<br>(政令第10条第1項第1号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県西部総合事務所県民局庶務会計課<br>鳥取県米子市糺町一丁目160                   |